

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	平成28年度第2回 木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	平成28年11月10日（木） 午後2時30分～午後4時20分	場 所	木津川市役所第2北別館 2階会議室 （公開）
出 席 者	委 員	<input checked="" type="checkbox"/> 澤井委員（会長） <input checked="" type="checkbox"/> 新川委員（副会長） <input checked="" type="checkbox"/> 可知委員 <input type="checkbox"/> 木村委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山岡委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山口委員 <input checked="" type="checkbox"/> 坂本委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤田委員 <input checked="" type="checkbox"/> 水野委員 （出席： <input checked="" type="checkbox"/> ） （欠席： <input type="checkbox"/> ）	
	その他出席者	（傍聴者） 3名 福田課長補佐	
	庶 務	（事務局） 中島総務部長 奥田室長 広瀬主事	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 (1) 木津川市公共施設等総合管理計画（中間案）について (2) 平成28年度木津川市事業仕分け実施要領（案）について (3) 平成28年度事業仕分け項目の選出について (4) その他 平成21～27年度事業仕分け実施項目改善状況について 3. そ の 他 (1) 平成28年度事業仕分けの予備日について (2) 公共施設現地視察の実施について 4. 閉 会		
会議結果要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津川市公共施設等総合管理計画（中間案）について、原案の通り決定した。 ・ 平成28年度木津川市事業仕分け実施要領（案）について、原案の通り決定するとともに、事業利用者の意見を説明資料に加えることを決定した。 ・ 平成28年度事業仕分け対象事業について、以下の4事業（順不同）に決定した。 <ul style="list-style-type: none"> 「職員研修事業費」 「職員労務管理事業費」 「街路樹等管理事業費」 「公園維持管理事業費」 ・ 平成28年度事業仕分けの予備日について、以下の通り決定した。 日時：平成29年2月12日（日）午後 		

	<p>・公共施設の現地視察について、以下の通り決定した。 日時：平成28年12月14日（水）午後</p>
<p>会議結果要旨</p> <p>◎：議事・進行 ○：質問・意見 ⇒：説明・回答</p>	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>◎議事前に可知委員を署名委員に指名した。</p> <p>(1) 木津川市公共施設等総合管理計画（中間案）について</p> <p>資料1 木津川市公共施設等総合管理計画（中間案）</p> <p>資料2 公共施設等総合管理計画（素案Ⅱ）【概要版】</p> <p>◎事務局から、公共施設等総合管理計画の中間案と素案Ⅱについての説明を受け、原案通り決定した。</p> <p>審議・質疑応答</p> <p>○資料1の29ページに記載してある公共建築物とインフラ資産の更新費用の財源とは、一般財源なのか。地方債は入っていないのか。 ⇒国等の情勢の変化もあるため、更新費用の財源内訳については現時点では未定ですが、今後より有利な市債等を活用する必要があると考えています。資料は、更新にかかる純然な経費の積上げとして、かかる金額の記載を行っているものです。</p> <p>○更新のためには、国等から地方債等の財源措置があると考えられる。地方債が入る割合に合わせて、一般財源が必要となる割合も変化する。市としてその事情をどのように勘案するのか。 ⇒建物の取り壊し等に充てられる特定財源はなく、起債の対象にも当たらないため、具体的な特定財源は考えていません。現在のところ、公共施設の統廃合については、計画期間が5年間延長される新市基本計画を改定した上で、有利な地方債として合併推進債を活用することを考えています。</p> <p>○資料1の69ページに記載してある、上水道の「必要に応じて使用料や加入金等のあり方について検討する」という文言だが、公共施設の更新費用を捻出するため、市民の水道使用料の負担が増えるということか。インフラ資産の更新の問題と運営の問題は別であり、施設の維持管理のための費用負担を市民に求めるのはおかしいのではないか。この文言だと、市民に更新費用の負担を求めるように捉えられるのだが。 ⇒現在、内部管理の見直しも進めていますが、公共施設を管理するためには、財源と経営の効率化が必要とされます。その視点から、今後30年間で使用料や加入金の見直しもありうると考えています。</p> <p>○市民に使用料等の負担増を求めるだけでなく、一般財源からの繰入れ</p>

も検討すべきではないか。

⇒下水道については、一定基準の下で一般財源からの繰出しも行っています。しかし、上下水道はあくまでも公営企業及びそれに準ずる公共料金で成立する事業ですので、市民に使用料負担をお願いし、その範囲内で運営していくことが原則だと考えます。

○更新ありきで使用料や加入金の負担増を決定するのは避けてほしい。

⇒インフラ資産の方針に基づいて、議論は必要になってくると考えられます。水道事業の破綻や急激な使用料の値上げがあってはならないので、長期的な視点で経営状況を把握する必要がありますが、更新費用のために使用料増額を求めるわけではないことをご理解いただきたいと思います。使用料は、経営面からライフサイクルコストを検討した上で決定すべきものと考えています。

◎状況によって使用料等の増額もありうる際には、別途、水道事業としての議論も行うこと。

○インフラ資産である道路や橋りょうについては、劣化を防ぐため、大型車両の通行などに際して、通行制限や規制等に関する交通ルールの順守を呼びかけてはどうか。インフラの整備以前の問題を考える必要があるのではないか。

⇒道路や橋りょうに見合った車両等の通行制限や規制も含め、道路を大切に扱うことに対する周知を行う必要があると考えます。

○旧3町において施設の特徴が出ていることに驚かされる。

⇒旧木津町では幼稚園、旧加茂町では社会教育法に基づく公民館、旧山城町ではスポーツ活動を行える公園などがあり、町独自のそういった施設については、各々の町におけるまちづくりの違いが関係しているのではないかと考えます。

○本市が15年後に人口減少に転じた時、年少人口の減少よりも高齢人口の増加に着目した計画を立てなければならないと考える。高齢者の増加を踏まえ、「30年後の公共建築物の延床面積の28%削減」を目標とするだけでなく、それに加え、より短い年月（例：5年）を目安とした、必要・不必要な施設の整理が重要になるのではないかと考える。そうであれば、必要な時に施設がない、不要な時に施設が残っているといった事態になりかねない。施設の更新費用を目標とするだけでなく、向こう20年は、平準化よりもメリハリをつけたスピーディーな施設整理の検討をお願いしたい。

⇒公共施設等総合管理計画は今後30年間の基本方針をまとめるものではありますが、計画の策定後は、目標達成のためにより短いスパンでそれぞれの施設のあり方を個別にまとめるアクションプランなど、具体的な

対応を検討しなくてはならないと考えています。

○地域社会においては、学校の統廃合が課題となるのではないかと。

○学校の統廃合については、京都市などの失敗例を学んで、同じ轍を踏まないようにしなければならない。

⇒ご指摘のとおり、他市町村の状況から本市の公共施設に活かせることがないか学んでいきます。

○資料2において、市民文化系施設やスポーツ・レクリエーション系施設では「施設のあり方を検討する」という文言が多く、方針の具体性に欠けるのではないかと。昨年に総務省から、PPP/PFIの積極的な活用を推進する旨の指針も出されていることから、公共施設の維持管理に向けて、本市でも民間企業の活用を進めなくてはならないのではないかと。

⇒個々具体的な施設については検討していませんが、本市における「民間でできることは民間で行う」という方向性に変わりはありません。

PPPには指定管理者制度も含まれることから、今後も民間委託を第一として、それらの積極的な活用を進めていきたいと考えています。

なお、民間企業の活用の視点を踏まえて、保育園では民間譲渡を視野に入れていきます。

○PPP/PFIの活用における全国の成功事例や失敗事例について、庁内勉強会等は行っているのか。

⇒現在は、個々の事例に関する検証までは行っていません。しかし、宇治市の太閤堤跡公園の計画頓挫の例等があることから、PPP/PFIについてのメリット・デメリットを十分に検証した上で、実際の導入を判断していかなければならないと考えています。

◎まとめとして、計画の中間案についての文言修正はない。今後はサービスだけではなく、施設管理のあり方も含め検討を行うこと。

⇒本日のご指摘も踏まえ、計画策定を進めてまいります。本日の議論を踏まえた修正事項がありましたら、会長と内容を相談した上で、委員の皆様にもご意見を伺う予定でいます。また、計画の概要版につきましては、パブリックコメントの前に作成して郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。

(2) 平成28年度木津川市事業仕分け実施要領(案)について

資料3 平成28年度木津川市事業仕分け実施要領(案)

◎事務局から、平成28年度事業仕分け実施要領(案)の説明を受け、併せて、前回委員会で意見のあった、事業仕分けにおける市民参画のあり方について審議を行い、原案の通り決定した。

審議・質疑応答

- 第1回委員会において、「公共事業の施行者は市民であり、事業仕分けに市民の声を反映すべき」と意見を述べたところ、今回、事業仕分けの説明資料に「市民（利用者）の声はありますか？」という項目が新設されたが、事業仕分けにおける市民参画では、仕分けの場における意見陳述の機会を設けたらどうか。この意見の背景には、過去の事業仕分けにおいて、やましる保育園バスの運行管理委託事業がとり上げられた際、利用者の意見を聞く機会がないまま、仕分け人による不要の決定がなされたことがある。事業の廃止については、仕分け後に利用者から反対の署名も届けられたが、事業仕分けにおける決定を理由として、議会でもバスの運行廃止が決定されてしまった。その経過から、仕分けの場では意見陳述が必要と考える。
- 意見陳述を行う市民の人選はどのようにして決めるのか。陳述の場を設けることで、事業仕分けの本来の目的を混乱させる恐れがあるのではないか。
- 事業仕分けの仕分け人の意見で事業の方向性が全て決定するわけではなく、最終的な判断は市が行うことになっている。事業仕分けは、仕分け人がフラットな立場で意見を述べることで、今後の事業のあり方を話し合う場である。利用者である市民に意見を述べさせることは、事業仕分けの目的を損ねるのではないか。
- 事業仕分けの場で意見陳述を行うと、肯定的よりも否定的な意見が先立ち、感情的な議論となってしまうのではないか。話し合いに収集がつかなくなる恐れもあり、大幅な時間延長も起こりやすい。
- 市民による意見陳述の機会は、仕分けではない場所で別に設けられていないのか。
- ⇒意見陳述は現時点では設けていません。ただし本案については、前回委員会時の意見を受け、事業に対する市民の意見を知る手段として、事業仕分け説明資料において「⑤市民（利用者）の声はありますか？」の欄を追加した次第です。この欄に載せる意見をまとめるためには、何らかの方法で市民の意見を集める必要があると考えています。
- なお、過去の仕分け時より、対象事業ごとの利用者アンケートの結果などがありましたら、資料として公開しています。
- 事業仕分けの場で利用者が意見陳述を行うことは困難という意見が多数のようである。
- 説明資料に掲載する⑤の欄だが、各担当課が事業仕分けを前提として、あらかじめ意見を募集する旨の周知を行わないと、意見は集まらないだろう。可能であればホームページなどで周知し、事業仕分けの資料のために市民の意見が必要であることを説明した上で、集められた意見について各担当課がとりまとめる方法が望ましいのではないか。

⇒いただいたご助言の通り、市民の意見を集める方法について、市役所ができることを考えた上で取り組んでいきます。

◎事業仕分けについては、実施要領案の通りとする。対象事業が決定したら、ホームページ等で意見を募集し、出された意見を説明資料に掲載できるようにすること。意見陳述の場や機会を設けることは困難であるので、そのように手続きを進めること。

⇒いただいたご意見の通り、進めていきたいと考えます。

(3) 平成28年度事業仕分け項目の選出について

資料4 平成28年度事業仕分け候補項目一覧表

◎事務局から、平成28年度事業仕分け候補項目（7項目）について主な項目の報告を受け審議を行った。出席委員8名による投票（各委員が4事業に投票）の結果、得票の多かった以下の4事業を選定した。

- 1 職員研修事業費（4票）
- 2 職員労務管理事業費（7票）
- 5 街路樹等管理事業費（7票）
- 6 公園維持管理事業費（7票）

※選定されなかった事業の得票

- 3 ふれあい農園運営事業費（2票）
- 4 環境美事業費（アダプトプログラム等）（4票）
- 7 水洗化促進事業費（1票）

1 職員研修事業費と4 環境美事業費（アダプトプログラム等）については、4票の得票数で同数であったため、決選投票を行った結果、各々4票と3票の得票数となり、1 職員研修事業費が決定した。（1票は無効票）

審議・質疑応答

○2 について、復職カウンセリングの対象職員数は増加しているのか。
⇒手持ち資料がありませんが、件数は過去に増加した後、現在は低い数値で落ち着いていると思われます。

○3 ふれあい農園の貸農園は、複数年度に渡った貸借となるのか。
⇒農作物を育てる上で、土壌の改良などが必要になりますので、1年だけではなく2年以上借りる利用者もおられます。

○1 2 これらの事業の利用者は市職員だが、この場合は、事業仕分け説

明資料の⑤については、職員の意見を聞くことになるのか。

また、②については、メンタルヘルスや育休中職員の代替職員の給与が事業費の大部分を占めているとの説明があったが、それらについても職員に意見を聞くのか。

⇒これらの事業の対象者は職員だと考えられます。①につきましては、研修受講の際のアンケートもありますので、それらから研修についての考えを抽出することも可能かと思われれます。

次に、②の育休中職員の代替職員の給与につきましては、条例に基づいて支払っています。また、人事面につきましても条例等の定めがありますので、職員配置を検討する等何らかの措置を講じることは困難と考えられます。

また、職員に対するメンタルヘルス対策の実施につきましては、事業者としての本市のあり方について、職員組合に意見を聞くなど、人事秘書課と調整の上で検討したいと考えます。

ご指摘に関係することですが、説明資料⑤の対象者につきましては、事業の対象者にどのような手段で意見を集めるか、整理が必要です。

○① ②これらの事業には、臨時職員や長期アルバイトとして雇用している者も対象となるのか。

⇒①につきましては、研修内容によって臨時職員が対象となる場合もあります。②につきましては、育休中職員の代替職員には臨時職員が含まれますので、対象として考慮するか検討する必要があります。

○職員に対する研修や労務管理がきめ細かに行われると、その成果は市民サービスの向上という形で現れるので、力を入れて取り組んでほしい事業である。

これらの事業は雇用者の義務として定められている事業であり、廃止するという議論はできないが、委員会としては拡充という方向性で議論を行えばよいのか。

⇒担当課の説明を聞いていただいた上で、「拡充」の意見を述べていただくことはできます。ただ、事業の性格上、廃止することはできない事業ですので、「不要」という仕分け意見を選ぶことはできないことをご了承ください。

○① 事業費 300 万円をどのように支出しているかということが論点になると考えられる。京都府や振興協会の研修では無料で受講できるものもあったかと記憶しているが如何か。

⇒職員研修には、無料で受講できるものもありますが、市町村が一部受講費を負担する専門的な研修もあります。なお、研修場所までの旅費については、当事業費から支出しています。

○④事業費中に人件費は含まれるのか。

⇒人件費は含まれておりません。不法投棄防止のためのパトロール費用、材料費やシルバー人材センターへの空き地除草のための委託料、側溝汚

	<p>泥の運搬経費などです。市の環境美化についての全般的な費用となっております。</p> <p>○5は4と同様、シルバー人材センターへの委託料が含まれているのか。 ⇒街路樹の剪定には専門的な技術が必要ですので、造園業者への委託となっています。</p> <p>(4) その他 平成21～27年度事業仕分け実施項目改善状況について 資料5 平成21～27年度事業仕分け実施項目改善状況等一覧表 ◎事務局から、過去に事業仕分けを行った事業の改善状況の進捗状況について、報告を受けた。</p> <p>3. その他 (1) 平成28年度事業仕分けの予備日について ◎平成28年度事業仕分けの予備日について、平成29年2月12日(日) 午後に調整した。</p> <p>(2) 公共施設現地視察日について ◎公共施設の現地視察を行うことを決定し、公共施設現地視察の日時について、平成28年12月14日(水) 午後に調整した。当日の行程表については、後日事務局より委員に送付することを指示した。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>後日事務局から送付する書類 ・ 公共施設現地視察行程表</p>